

第2章 『次の内閣』の活動

6 法務

法務部門は、制定以来初の大改正となる民法（債権法）や刑法（性犯罪規定）、国民の懸念が強い共謀罪法案の審議に精力的に取り組んだ。

閣法を慎重に審議

政府が2015年の189回通常国会に提出していた「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」は、継続審議となっていた。その後、192回臨時国会で、技能実習生の待遇や報酬基準、技能実習生の移動の自由を確保するための措置を明記する与野党の修正協議が整ったため、民進党は賛成し、同法案は成立した。

人事院勧告に基づく公務員給与の改定等とともに行われる裁判所判事報酬・検察官俸給の見直しを内容とする閣法「裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案」、「検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案」と、裁判官の育児休業の対象を拡大する「裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案」が192回臨時国会に提出された。一般職・特別職の国家公務員や防衛省職員の給与に関する改正法案等と一体で議論を行い、民進党はいずれの法案にも賛成し、成立した。

120年ぶりの大改正 民法（債権法）

「民法の一部を改正する法律案」は、法制定後約120年にわたり抜本的な改正が行われなかった債権編部分を改めるために、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」とともに、政府が2015年の189回

通常国会に提出したものである。これらの法案は、社会経済の変化に伴う、取引の複雑化や情報化社会の進展に対応すると同時に、実務に定着した判例や解釈を条文に取り入れて、国民に判りやすい民法とすることを目的としていた。

両法案は、192回臨時国会で審議入りしたが、200条にも及ぶ民法改正案を子細に検討していくと種々の問題点が明らかになった。事情を知らずに保証人となったために債務を負い、負債を苦にして夜逃げや自殺に追い込まれたりする社会問題を解決するため、民主党政権下では、第三者保証を減じていく取り組みを進め、その後も第三者保証の禁止を定める議員立法も提出してきた。一方で、同法案では保証人となろうとする本人の公正証書があれば第三者保証を許容する内容となっており、これまでの取り組みに逆行するものであった。このため、民進党は「第三者保証の原則禁止」のほか「暴利行為の明文化」等5項目からなる修正を政府・与党に求めたが、協議の途上で臨時国会は閉会した。

193回通常国会での審議再開とともに、改めて修正協議を与党に呼び掛けたが、共謀罪法案の審議を急ぐ政府・与党は協議に応じなかったため、民進党は単独で修正案を提出した。同修正案が否決されたため、閣法2法案には反対したが、賛成多数で成立した。

法曹志望者減少対策に着手

政府は法曹志望人口激減の対策として、司法修習生に修習給付金を支給する「裁判所法の一部を改正する法律案」を193回通常国会に提出した。2010年までは司法修習生に対して給与を

支給(給費制)していたが、司法試験合格者数の増加や法科大学院制度の導入等を含む司法制度改革の一環として、2011年から給費制から貸与制へ変更された。しかし、法科大学院在学中と司法修習期間中の負担が過大との意見があることから、同法案で新たに返済不要の修習給付金を導入し、法曹志望人口の減少に歯止めを掛けようとするものであった。

民進党は、法曹志望者の減少の理由は金銭的負担のみならず、法科大学院を修了しても司法試験の合格レベルに達しない等の根本問題があることを指摘しつつ賛成し、同法案は成立した。

また同時に審議された政府提出の「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案」も賛成した。

政府が共謀罪法案を強行採決

2003年156回通常国会、2004年159回通常国会、2005年163回特別国会と過去3回提出され、廃案となってきた「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」(共謀罪法案)が、193回通常国会では、「テロ等準備罪」を創設する「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」として政府より提出された。

安倍内閣は、組織犯罪防止条約締結とテロ対策のために必要な法整備と主張したが、法案の本質は過去3度廃案となったものと何ら変わらず、民進党は対決姿勢で審議に臨んだ。

金田法務大臣の迷走答弁で議論は煮詰まらなかったが、自民党、公明党の与党に加え、日本維新の会が強行採決に荷担し、同法案は成立した

(詳細 p.34)。

110年ぶりの刑法性犯罪規定改正

性暴力による被害実態と刑罰が他罪と比べて著しく不均衡であることなどから、現行法制定以来110年ぶりに性犯罪規定を見直す「刑法の一部を改正する法律案」が193回通常国会に政府より提出された。

性犯罪規定の見直しは、犯罪被害当事者や被害者支援に携わってきた人たちの悲願であり、民進党は193回通常国会開会と同時に、当事者団体や被害者支援団体からのヒアリングを丁寧に実施し、今回の改正案が当事者らの要望を十二分に反映しているのかについて検討した。

同法案には、法制審議会等で結論を得られずに改正を見送られた事項も多々あったことから、民進党は、法施行後3年を目途に更なる見直しを行う旨の修正案を取りまとめ、他党の賛同を得て、同法案を修正し、成立させた(詳細 p.42)。

議員立法で2法案が成立

現在も部落差別は解消されておらず、インターネット等の情報通信技術の発達により新たな問題が生じていることから、民進党、自民党、公明党の3党は共同で、議員立法「部落差別の解消の推進に関する法律案」を190回通常国会に提出した。同法案は192回臨時国会で審議され、共産党を除く各会派の賛成で成立した。

また、再犯防止が犯罪減少の有効な手段となるのが明らかなことから、192回臨時国会で「再犯の防止等の推進に関する法律案」が衆議院法務委員長提案により、全会一致で成立した。